して、 ことを踏まえ管理責任者と 響などを調査した結果の結 論だったようである。その 他の市町村の実例や影 長は自らの処分も含 再三お詫びがあっ

うとするものである。 任としての給料を減給しよ 生したことを受け、監督責 費などを紛失する事案が発 扱った際に、団体の懇親会 る現金を事務局として取り 務課において職務の関係 が、その減給の理由が、総 給しようとするものである の5を、それぞれ1か月減 町長については給料の10分 いては給料の10分の10、 提案理由では、 町以外の団体が保有す 町長につ 副

出なかったのか。

長であり、

池沢議員

管理責任である。 ちを掛けるというような考 全然違う。町長・副町長の める、そういったものとは とを、そして家族の方を青 感じる。これは、当人のこ る基本的な考え方の相違を え方でなく、町行政に対す 出にあたり、当人に追い打 :の減額に関する条例を提 の町長及び副町長の給

> 的確な判断を示してい で、時代の流れに沿った 管理職の責任の取り方 起こした不祥事に対する いう状況です」と、職員が 知事に影響が及ばないと

求めるべきではない。 るたびに正・副町長の責 重大さに関係なく、事あ 見も述べてない。事件の 数人いた。誰も反論も意 者はもちろん、賛成者も 任を追及し、減額処分を 当時の議場には、

副知事であり ないかと思う。 されていなかったのでは て周りのサポートが十分 と約1年余り職員に対し

には、 すべきと考える。 といった姿勢を示すこと 長・副町長の気持ちを示 かと考える。そこで、 に専念できるのではない で、職員も安心して職務 任を一緒に取ってくれる 職員に何かあったとき 町長・副町長が責 町

として記録とともに引き

給料減額は、

悪しき前例

安易な町長・副町長の

反対討論

山岡議員

反対討論

井上(敏)議員

賛成討論 筒井(一)議員

平成23年と27年に職員

理由 町長・副町長自らの処分 体に影響を与えるなどの ることにより、他の自治 町長・副町長の処分をす に事例もなく、いの町が については、他の自治体 は処分を受けているが、 前総務課長と職員の2人 この事案に対しては、 で自らの処分を見

ある。

それが副町長や私 職員自らの問題で

に影響を及ぼすというの

とは、

いるし、現在休職中とも聞

疑の答弁で、

前町長は

法を遵守するというこ

長の給料減額条例議案質 悪の事件では、正・副町 が起こした重大な交通3

当職員は、処分も受けて

いている。「頭も痛め・小さ

どの意見は賛成者の中から とになりはしないのか、な 追い打ちを掛けるようなこ 案理由は当職員に対して、 と思われる。このような提 な心も痛め」後悔している

県庁職員、ここも今教育

く沿っていない。つまり、

今の時代の流れに全

と判断する。

祥事を二度と起こさない

しかし、このような不

り、町長・副町長の給料

金6万50円の紛失であ は職員の失念からの準公 れているが、今回の件で 分の5減額するものとさ

減額までには当たらない

送った。一般質問を聞く ことに注力しなければな り組んでいる。 やかに「準公金取扱規程 らないが、町執行部は速 を策定し、再発防止に取

を押しつけるものと指 ることは、不相応な責任 副町長の給料減額を求め が、今般の事案で町長 制と均衡の関係にある 継がれていく。 町長と議会は絶えず抑

請願 陳情と意見書

(発議第3号)

を100分の10、

副町長を100

任として10月の町長給料

提案理由では、

監督責

□地方財政の充実・強化を 求める意見書